

3 水田活用の直接支払交付金 〔水田の活用による自給力向上〕

- 食料自給率向上に向けて、水田を有効活用して麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産拡大を図るため、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金(全国统一単価)を面積払で直接交付
- 産地交付金により、地域の実情に即して、戦略作物の生産性向上の取組等を支援

交付対象者 販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

① 戦略作物助成

交付単価

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000円~105,000円/10a

※経営所得安定対策の交付申請者は、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書を作成してください。対象作物ごとに当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しのうち1つを添付してください。

② 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で二毛作、耕畜連携を含め産地づくりに向けた取り組みを支援。

<産地交付金の基本的運用>

- 協議会に交付金枠を配分し、助成作物単価を設定。
- 交付金は国から農家に直接交付。
- 面積の単位は、a単位とし、1a未満の端数があるときは、切り捨てにより整理します。

<水田における使途の例>

- 麦、大豆などの戦略作物の団地化、集積化への支援
- 地域農業の振興を図る上で重要な作物(二毛作・耕畜連携・そば・なたね・野菜・花き等)に対する支援
- 備蓄米に対する支援
- 飼料用米、米粉用米についての多収性専用品種への取組みに対する支援
- 加工用米の複数年契約(3年)等に対する支援(継続分のみ)



③ 新規需要米等に取り組む生産者の方へ (飼料用、米粉用、稲発酵粗飼料用稲(WCS)、輸出用、青刈り稲・わら専用稲等)

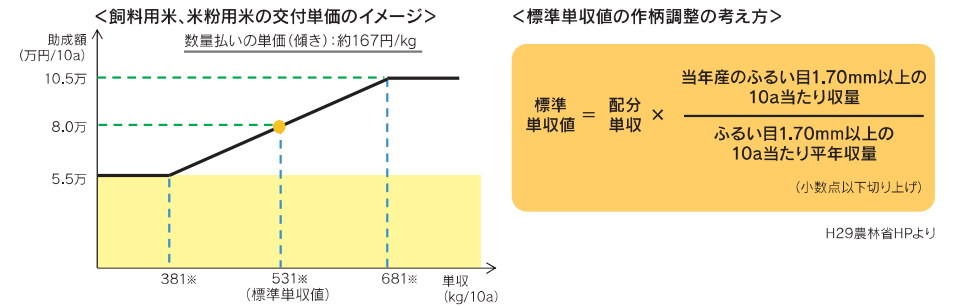
1. 新規需要米の取組みイメージ



〔新規需要米〕の取組を予定している方は、〈新規需要米取組計画書〉を作成し、北陸農政局富山支局の認定を受ける必要があります。

北陸農政局富山支局に生産年の6月30日まで申請してください。

提出していただく書類は、①取組計画書 ②販売等に関する契約書の写し ③需要者等の誓約書 等です。



- ・数量払いによる助成については、農産物検査機関による検査を受けて合格していることを条件とします。
- ・数量払いの作況調整の導入(各地区における標準単収値を当年秋の作況により調整し、交付単価を決定します。)
- ・※は全国平均の平均単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用します。

2. 新規需要米の管理について

飼料用米、米粉用米での主食用品種の取組みは※一括管理方式又は、区分管理方式(ほ場特定)を選択できます。
※一括管理方式とは、主食用米と一緒に収穫及び乾燥調整を行い、10月15日現在の作柄表示地帯別の作況指数に応じて契約数量の変更を行うことができる取組みです。
※区分管理とは、多収性専用品種での取組みや主食用米の生産と差異をつけた栽培で、ほ場を特定、生産から出荷までを主食用米と区分して取組むことを条件に、当該ほ場から収穫された全量を出荷数量とする取組みです。

3. 捨てづくりの防止について

区分管理で取組む米粉用米・飼料用米については、需要者等への出荷数量が標準単収値から150kg差し引いた数量に満たない場合、理由書を提出していただきます。
その内容が、自然災害や直播栽培等の新技術の導入初期による収量低下等の合理的な理由がなく、捨てづくりが判明した場合は、交付金を交付しません(交付済みの場合は返還となります)。

4. 新規需要米等の「横流れ防止」について

「改正食糧法に基づく遵守事項」 不正転用による不当利益防止
「米トレーサビリティ法に基づく措置」 流通ルートの特定

- ・不適切な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、経営所得安定対策の交付を受けたすべての交付金を返還して頂くことになります。

<米トレーサビリティ法>

- ・出荷、販売する場合は当該取引に係る伝票等または作成した記録(帳簿、電子データ等)を原則3年間保存してください。